

令和 2 年 2 月 7 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため 30 日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から 1 か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）
- (2) 裁判所の一般職向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和 2 年 1 月 6 日付け（同月 8 日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第618号

令和2年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和元年12月5日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

- 1 裁判官向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）
- 2 裁判所の一般職向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第781号

令和2年3月13日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）
- (2) 裁判所の一般職向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年1月8日

3 謝問番号等

- (1) 謝問番号

令和元年度（最情）謝問第61号

- (2) 謝問日

令和2年3月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第782号

令和2年3月13日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

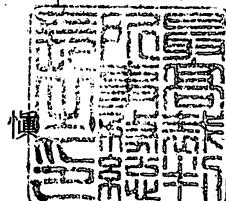
諮問番号 令和元年度（最情）諮問第61号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年3月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 裁判官向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）

イ 裁判所の一般職向けの、退職準備等説明会における配布資料（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年12月5日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアの開示申出については、「裁判官を対象とした退職準備等説明会で配布した資料（最新版）」の開示を申し出るものと整理したが、裁判官を対象とした退職準備等説明会は実施していないので、対象文書は作成又は取得していない。

イ (1)のイの開示申出については、「裁判官以外の裁判所職員を対象とした退

職準備等説明会で配布した資料（最新版）」の開示を申し出るものと整理した。最高裁判所において、裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会は実施しておらず、下級裁判所における裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会の配布資料も取得していないので、対象文書は作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。